

經濟論叢

第九十卷 第五號

- 組織の統合理論(一)……………田 杉 競 1
- 近代海運業分析の方法と課題……………山 田 浩 之 21
- 木炭の生産・流通機構と農協(一)……………野 木 稔 郎 43
- 日本資本主義確立期に
おける償金取寄論争……………梅 津 和 郎 66
-

昭和三十七年十一月

京 都 大 學 經 濟 學 會

日本資本主義確立期における償金取寄論争

梅津和郎

一 問題の所在

日清戦争は産業資本のための国内市場を確立し、同時に清国市場を開拓するという二つの役割をはたした（松井清編 近代日本貿易史 第二巻 序章 日本資本主義の確立と独占への移行参照）。戦争の結果えられた賠償金は、資本蓄積の低位に悩んだ日本資本主義にとってまさしく旱天の慈雨であった。償金額二億三、〇〇〇万円（一般会計の歳入に編入されるべき威海衛守備費償却金一五〇万円を除く）、邦貨換算額三億六、五二五万円は、日清戦争終結の翌年である一八九六年（明治十九年）の国民所得推計額一二億一、二〇〇万円（大川推計による、日本統計研究所 日本経済統計集 三四〇ページ）および同年の歳入規模一億八、七〇〇万円（経常部、臨時部合計、日本経済統計集 二二〇ページ）と比較してみると、発展の途についた日本資本主義におよぼした影響をはかり知ることができよう。この賠償金の取寄せ、したがってその運用方法は、戦争とい

う強力によって獲得された貨幣資本の利用にかかわり、その発展の基礎を確立した産業資本の資金需要に応じうべき重要な意義をになつたのである。

われわれは一般に、賠償金獲得と関連して、「明治三十年に於ける金貨本位制の施行——これは資本主義国として世界市場に乗出すべき旅行免状であつた——」（野呂栄太郎 日本資本主義発達史 岩波文庫版 九三ページ）を想起する。たしかに、産業資本確立の上部構造的指標たる金本位制の実施は、当時の条件のもとでは賠償金獲得をまづはじめて可能であつた。けれども賠償金取寄せの意義は、金本位制の実施につぎるものではなかつた。

われわれは、以下に述べる論争を通じて、その意義を充分にくみとることにしよう。

二 償金取寄方法をめぐる論争

A 償金取寄方法

一八九五年度(明治二八年度)より四年度にわたって明治政府は、償金三億六、五二五万円を領取したのである。その領取について、政府は第一に、「其領取シタル償金ト雖モ予メ其費途ヲ定メ其必要ニ応シテ漸次支出スヘキ者ナレハ到底一會計年度ニ結了スルヲ得ス」(明治財政史編纂會 明治財政史 第二卷 二二五ページ)とし、第二に、「之ヲ本邦ニ取寄セ使用セントスルニハ世界金融市場ノ景況ヲ參酌シ為換ヲ以テスルノ外金銀地金等ヲ以テセサルヘカラス故ニ該英貨ハ之ヲ地金若クハ有價証券ニ交換シテ一時保有スル便ヲ開クノ必要アリ」(前掲書 二二五ページ)とした。最後に、「此等ノ為換其他金銀地金等ヲ以テ本邦ニ輸入スルニ就テモ欧米ノ金融市場ノ景況ヲ視察シ到底急速ニ回送スルヲ得サルニ拘ハラス一方ニハ該償金ヲ以テ支払ヲ為スヘキ費途ニ向ツテ急ニ支出スルノ必要ヲ生スルハ免レサル所ナリ如此場合ニ當リテハ國庫ノ間ニ一時融通ノ途ヲ求メサルヘカサルニヨリ政府ヨリノ償金ハ金地金若クハ英貨ヲ日本銀行ヘ預ケ入日本銀行ヘ之ヲ準備ニ兌換券ヲ發行シ之ヲ政府ニ貸付シ此借入金ヲ以テ右ノ必要ニ応スル」(前掲書 二二五ページ)利点を述べた。

以上の理由によつて政府は、償金特別會計法(一八九六年三月四日公布)を制定したのである。この償金特別會計法第三条「國庫内現金融通ノ為國庫ヨリハ償金ノ金地金ヲ以テ日本銀行ヨリハ之ニ相当スル兌換銀行券ヲ以テ相互間ニ貸借勘定ヲ組

成スルコトヲ得」(前掲書二二六ページ)の規定にしたがつて、政府と日本銀行とのあいだに預ケ合勘定が開設された。渡辺大藏大臣が償金特別會計法制定の前年に閣議に提出した案によれば、預ケ合勘定設置はつぎのように説明されている。

「一ハ國庫中巨額の賠償金ヲ有シナカラ更ニ巨額ノ公債募集又ハ借入金ヲ為スノ不便ヲ避ケ一ハ日清事件軍費補償トシテ清國ヨリ払入候賠償金ヲ以テ直ニ陸海軍備擴張ニ充ツルノ嫌ヲ避ケ一挙兩得ノ儀ト存候」(前掲書 五六九ページ)。

政府官僚によつて以上のようにその設置目的を説明された預ケ合勘定は、一八九六年五月に第一回の預ケ合五、〇〇〇円を実施している。この預ケ合の利子は、政府からの預け入れにたいして一年一分、政府の借入金にたいしては一年二分と定められ、結局國庫年一分の利子を負擔することになったのである。

ところで、この賠償金はロンドンにおかれ、したがって預ケ合勘定は実際にはロンドンと東京間でおこなわれた。

「在外正貨は如何なる事情の下に、何時頃から出来たか」と申しますと、日清戦争の時に日本は支那から三億六千万円の償金を取つたのでありまして、それは倫敦で受取つたのであります。その大部分を日本に持つて来て、貨幣制度を変えて金貨本位にしたのであります。然るに英吉利では最初から条件がついて居りまして、余り急激に此の貨金を日本に持つて行かれては困る。倫敦の市場の妨げになるからという注意がありましたために、

左程急激に内地に持つて来ることは出来なかつたのです。然るに、三億六千万円の一部は政府自らが内地に於て使いたい、之れを使用しなければならぬことに事情が迫つたために、そこで案出した方法が在外正貨であります。倫敦に於て日本銀行に五千万円だけ渡し、そうして其の五千万円に相当する兌換券を政府が日本で受取る。すると、日本はどうなるかと云うと、其の五千万円、即ち五百万磅を英蘭銀行に預けておき、それを丁度日本銀行の内地の庫の中に在るが如くして、それに対して兌換券を発行したのであります。それが即ち正確にいう在外正貨であります。」（井上準之助論叢第一巻三四五—三四六ページ）。

以上の引用によつても明らかのように、国際收支差額の決済は、英蘭銀行に預け入れられたポンドによつておこなわれ、わが國の金本位制度は、金為替本位制度の形態をとらざるをえなかつた。しかもそれは、イギリスの圧力によつていた。この点に、日本資本主義の後進性が反映されていたと言えよう。

B 論争の内容

田口卯吉は、償金特別会計法とそれが規定する預ヶ合勘定にたいしてつぎのような批判をなつてゐる。

かれは、「償金特別会計法に存する根本の誤謬は、英国に存する正貨を以て日本に現存せる正貨と同視するにあり」（償金特別会計法に關して 榊野田口卯吉全集第七卷 三一〇ページ、東京經濟雜誌八一、二、号 一八九六年二月一五日発行）と断定し、

さらにこれを敷衍して言う。

「然れども外国に於ける正貨は則ち数月後に領収すべきなるを以て、決して現金と見るを得ず。是れ明々白々の理にして争うべからざるなり。然るに政府委員は弁明して曰く、日本銀行既に英蘭銀行を以て代理店となさば、其庫中に存在せる現金を以て正貨準備となし兌換券を発行するも差支なしと。是無法の論なり。夫れ英蘭銀行の預金は日本銀行の帳簿に於ては必ず預金若くは為替貸勘定となるものなり。日本銀行は之に対して為替手形若くは小切手を振出すにあらざれば之を領収するを得ず。是れ則ち保証準備なり。焉ぞ之を以て正貨準備と見做すことを得んや」（前掲書、同ページ）。

すでにわれわれは、日本の金本位制が金為替本位制の形態をとつたこと、そして在外正貨の演ずる役割をみたのであつた。

その論理において余りにも忠実な古典学派の継承者であり、万民主義の立場を踏襲した田口卯吉は、金為替本位制の形態をとらざるをえなかつた日本資本主義の後進性を理解できなかつた。しかしながら、賠償金はかかる日本資本主義の後進性に規定されつつ領収されただけではなかつた。明治政府は、償金取寄せを積極的に利用し、帝國主義的侵略を可能にする条件を整備していった。われわれは、この側面を以下の論争を通じて明らかにしたい。

さて田口卯吉は、預ヶ合勘定についてつぎの三点から批判を

加える。

第一は、預ヶ合勘定によって事実上流通紙幣が膨脹を来す点である。すなわち、「預合に属する五千万円の兌換券は事実上於て制限外発行たりしものなり。制限外発行たりし兌換券を移して正貨準備の発行となすは、単に名称を変更したるに止まることなり。従米単に政府の借川証文のみに対して貸付けたるものを変じて、倫敦正貨抵当にて貸上げたるものとなしたるなり。名は預合なり、然れども事實は倫敦正貨抵当貸上金なり。故に兌換券の流通高は依然五千万円の制限外発行を存するものなり。既に五千万円の制限外発行をなして動かさざるに於ては、則ち流通紙幣五千万円を膨脹したることにて、物価騰貴し、輸出減少し、輸入増加し、正貨を輸出し、正貨準備を減じ、兌換券を収縮して、以て其過発の害を匿するは社会自然の治療法なり」

(前掲論文、前掲書三一四ページ)、と。

第二は、銀行券の過度の増発が低金利政策の必要と背離する点である。「余は戦後の日本に於ては諸事業の勃興し、鉄道電話水道築港等の如き巨大なる事業の差支なく成就せんことを望むものなり。故に金利の低落せんことを望む。然るに兌換券の過發ありて物価騰貴するに於ては、決して金融の緩和を望むを得ず」(前掲論文、前掲書、三二六ページ)、とかれば非難している。

最後は、預ヶ合勘定方式による銀行券発行が国庫に損失をも

たらす点である。かれの論理を明らかにするために、長文をい

とわず引用することにしよう。

「曩きに制限外発行を為して以て政府に貸与したる場合に於ては日本銀行は五分の租税を払いて以て六分の利子を政府より要求したり。而して之を償金特別会計法の預合となすに至りて、政府より二分を払い日本銀行より一分を払えり。故に其差額は前後共に一分にして、制限外発行も償金特別会計法も差異あることなし。

然るに政府は五千万円の預合を以て不動のものとなし、他の償金を取寄せ、之を以て寄託金となし、其子裕は二分の利子を徴して日本銀行をして民間に融通せしむるに及びしは、之を制限外発行に比するに非常の損失あり。今試みに之を計較せん。

制限外発行の場合

政府借入金五千万円の利子 年六分にて三、〇〇〇、〇〇〇円
制限外発行五千万円の税 年五分にて二、五〇〇、〇〇〇円

差引国庫損 五〇〇、〇〇〇円

若し国庫余金五千万円を以て借入金を返済せば、国庫は二百五十万円の制限外発行税を全有するを得べし。

償金特別会計法預合の場合

五千万円の預合に付政府の払 年二分一、〇〇〇、〇〇〇円
同上に付き日本銀行の払 年一分五〇〇、〇〇〇円

差引国庫損 五〇〇、〇〇〇円

若し国庫余金五千万円を一ヶ年二分の利子にて日本銀行をして使用せしむるときは、一ヶ年百万円の利子を得べしと雖も、右預合差損五十万円とを差引くときは余す所の利僅に五十万円に過ぎず。

故に国庫余金を以て借入金を返済すると、寄託金として利子を徴取するとの間に於て五千万円に付き一ヶ年二百万円の損失あるなり。然るに我政府は現時右損失ある方法を執れるなり、豈に愚ならずや」（前掲論文、前掲書、三一八ページ）。

以上の引用から田口卯吉自身の償金取寄方式が明らかである。すなわち、「償金の取寄は為替相場を變動し、輸入貿易を利益し輸出貿易を損失す、是れ止むを得ざるの利益なり。故に当局有司が償金を移入するに当りては宛も東印度政府の如く、毎週若干額を定めて手形を売出し（横浜にて）若くは手形を買入るる（倫敦にて）を至当とす。果して然るときは為替相場に急遽なる變動なし」（償金特別会計法及償金取寄 東京経済雜誌一八九六年一月二日号、前掲書 三一九ページ）として、償金を取寄せる。

つぎに、「日本人民は八千万円を政府に貸上げて而して一銭の償却を受けざるものなり。其事情を知らずして妄りに鉄道等を計画すと雖も、若し夫れ金融にして更に少く逼迫せば、此等の計画は直に烟散霧消すべきのみ。空想者等少しく注意して可なり」（償金取寄と金融 東京経済雜誌一八九六年八月八日号

前掲書 四八四ページ）の言葉によつても明らかのように、政府は賠償金をもつて公債等の借入金を返済する。かくして、金融緩和が生じ、低金利が産業資本の要求にこたえうるのである。田口卯吉の償金取寄方式にたいして、東京日々新聞による一論者は、つぎのような批判をくわえている。

「田口先生は償金は不残為替にて日本に回送せよと申されるれど壹億円以上の為替が一時に買えるものにあらず到底大部分は現送の外無之候さすれば非常の失費を要し銀買占連と運送間屋と保険会社とは手を拍て喜び馬鹿を見るは日本政府のみ然のみならず政府がどしどし為替を買付れば貿易上の為替は片為替となり商人は非常の迷惑を蒙るべし」（償金取寄せ論者は更に迂遠東京経済雜誌第八〇六号 一八九五年一月八日一〇三四ページ）。

この批判にたいして、田口卯吉はつぎのように反駁している。「政府は単に一億円の償金を倫敦たる正金銀行の支店に預托し、之を東京にて政府に上納するには、幾何の手数料を要するやと問うべし、然るときは正金銀行は必ず現金運送点までの手数料を要求すべし、現金運送点まで手数料を払う決心ならば、一時は愚か、抄時と雖も一億円の為替は出来るなり」（償金取寄せ論者は更に迂遠 前掲誌同号 一〇三四ページ）と。この論理は、前述の引用にみられるように、一貫してつらぬかれていった。

しかしながら、田口卯吉の主張はつぎの二点において誤つていたと言えよう。すなわち、ロンドン金融市場で償金を売却する場合、為替相場の変動が避けられない点である。この点は、すでに井上準之助の指摘から明らかにされた。第二に、輸入貿易額が年間一億七、〇〇〇万円程度の段階で邦貨換算一億円をこえる巨額のポンド為替を一時に日本に送金した場合、金輸入点をこえて為替相場(受取勘定)の騰貴をもたらすことは必至である。したがって、金現送の方が有利となり、田口卯吉の言うようにならずしも為替送金が有利とは言えない。

それでは、金による取寄方式の場合はどうであらうか。東京日々新聞の論者は、さらに批判を續けて言う。

「田口先生は償金は取寄て公債を買えば政府の利益と申さる然れ夫こそ大変なり我邦現在の紙幣発行高は既に二億圓に近からんとす其上に一億二千万圓も金銀を海外より取寄市場に放出せば物価の激変輸入の超過日本の経済は暗夜となるべし」(償金取寄せず論者は更に迂遠 前掲誌同号一〇三五ページ)。

田口卯吉は、「此御心配は全く杞憂なり、其は一億二千万圓の金銀が海外より入らざればなり、成る程現金にて取寄せれば為替となりて適當なる時期を以て這入ることもあり、又輸入品勘定と決済することもあるなればなり」(償金取寄せず論者は更に迂遠 前掲誌同号一〇三五ページ)、と反駁している。しかし、田口卯吉の言う為替貸やあるいはまた輸入品勘定との

決済は、償金の取寄せによる国内物価騰貴・輸入増加および為替相場変動のメカニズムを否定しうるものではなかった。このメカニズムの作用を、むしろかれは東京日々論者にしたがって肯定すべきではなかったか。

続いて東京日々論者は、預け合勘定に因して田口卯吉を批判する。

「田口先生は政府が日本銀行より高歩にて借入金をするは無益なりと云われど借入の大部分は六分にて日本銀行は発行税として五分を納め其上に兌換券の製造費発行手数料まで負担するが故に正味の入は僅なりと被存候」(償金取寄せず論者は更に迂遠 前掲誌同号一〇三五ページ)。

田口卯吉は、「若し日本政府に於て倫敦無利息預金を取寄せ之を以て六分借入金を返済し、其の上に制限外発行より税金を徴取せば更に国庫に御利益あるなればなり」(償金取寄せず論者は更に迂遠 前掲誌同号一〇三五ページ)、と答えている。この考えは、さきに引用した預け合勘定による国庫の損失を述べた箇所に照応する。

こうした田口卯吉の主張にたいして、東洋経済新報記者は鋭い批判をむけている。

「軍資供給の必要に依り政府囊きに日本銀行より五千万円を政府に借入れたればこそ、償金の預入れと共に此に預金の勘定を生ずるに至りたれ。左れば仮りに記者(東京経済雑誌を指す

―梅津注)の言に従い、預合を決了したりとせば一億六千五百万円の兌換券は五千万円を減じて一億一千万円となり、毫も制限外兌換券を發行するの必要なきに至らん。何となれば面と此五千万円は軍費として政府に貸付けたるものにあらざればなり。已に制限外兌換券を發行する必要なし、政府は何を以て五分税二百五十万円を徴収するを得ん。記者の誤解の根柢は、政府に貸付したる五千万円を以て人民に貸付けたるものとせるにあり……記者は償金を取寄せて一時に此借入金五千万円を返済すべしと云う。然れども之れを現送するにもせよ將た為替に依るにもせよ、一時に此大金を取寄るの財政上及び經濟上に不利あるは事実上已に争うべからざるにあらざや。而して若し現送法に依り償金を取寄せ、正貨を以て其借入金を返済せりとせば、記者の所謂の預合英國預金切手は、直ちに變じて純然たる正貨準備となるが故に、毫も制限外兌換券を發行する必要なきにあらざや」(償金預合に関する謬見 東洋經濟新報三一号 一八

九六年九月一日、四ページ)。

東洋經濟新報記者の批判は、預ケ合勘定に関する田口卯吉の混乱を明快に指した点において、東京日々新聞の論者にまさっている。しかし、政府の預ケ合勘定設置がはたした積極的意義を明らかにしてはいない。

償金受取額邦貨換算三億六、五二五万円は、つぎのように使用された。すなわち、七、八九五万余円は日清戦争の軍事費補

充に、二億一、一八五万余円は陸海軍軍備擴張費に、二、〇〇〇万円は皇室費に、そして残額五、〇〇〇万円は軍艦水雷艇補充災害準備及教育の三基金に充用された(明治財政史第二巻 六四ページ)。

以上によってみるならば、「償金の取寄は慌てることなくゆっくりと構え為替なり現送なり軍艦商船兵器器械鉄軌等の代価と振替えなり何れにも最も利益ある形を以て時期を見て漸次に我邦に移すが得策ならん」(償金取寄せ論者は更に迂遠 前掲同誌一三〇五ページ)と主張した東京日々新聞の論者の立場が判明する。

明治政府は、賠償金をもって産業資本確立の上部構造的指標たる金本位制を実施すると同時に、軍事力増強を實現し、帝國主義侵略の挑躍台として賠償金を利用した。償金預合勘定は、そのメカニズムのなかに以上のような積極的意義をもっていたのである。

東京日々論者は、このような明治政府の意図を弁護する役割をはたしたのであった。

(1) 神田橋小僧と称する論者の批判は、東京日々新聞に掲載されているが、東京大学明治文庫において欠号となっていた。やむをえず東京經濟雜誌転載分を利用することにした。

三 田口卯吉の立場

日清戦争後の三國干渉にたいして明治政府は「臥薪嘗胆」のスローガンをもって国民感情を煽動し、軍備拡張を中心とする。○年計画を戦後財政に織りこんだのであった。

表1にみるように、軍事費の総歳出額に占める比重は、一八九五年（明治二八年）の二七・六%から九六年四三・四%、九七年四九・四%、九八年五一・一%と急増し、九六年には前年の二倍に膨脹している。一八九六年から預ヶ合勘定が借金領収

表1 軍事費の比重 (単位1,000円)

年次	中央財政 一般会計 歳出総額	%	軍事費	%
1895 明治28年	85317	100	23536	27.6
1896	168856	100	73248	43.4
1897	223678	100	110542	49.4
1898	219757	100	112427	51.1

(注) 日本経済統計集 pp. 234—235

表2 貿易収支 (単位100万円)

年次	輸出	輸入	差額
1896 (明治29年)	118	172	△ 54
1897	163	219	△ 46
1898	166	278	△ 112

(注) 内地のみ移出入を含まず
日本経済統計集 p. 166

表3 日銀券保証準備発行額内訳(単位1,000円)

年月次	日銀券 発行高	正貨準備 発行高	保証準備 発行高	公債 証券	政府 証券	証券	商業 手形
1897(明治30年)							
8月9日—14日平均	198,291	107,970	90,320	33,107	22,000	18,000	17,214
9月13日—18日平均	189,291	97,593	91,698	33,107	22,000	20,000	16,591
11月6日—13日平均	193,592	90,488	103,104	33,107	22,000	26,167	21,831
1898年							
1月10日—15日平均	211,743	96,775	114,968	31,364	22,000	30,000	31,603
2月21日—26日平均	191,430	84,520	106,911	31,364	22,000	27,000	26,910
3月21日—26日平均	185,124	77,457	107,667	31,364	22,000	27,000	27,303
4月11日—16日平均	182,838	70,287	112,551	31,364	22,000	27,000	31,187

(注) 大島清 日本恐慌史論上 p. 260
(資料) 「東洋経済新報」第61号—88号

表4 日銀調査東京重要品卸売物価平均指数(1887年1月=100)

年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
1894	123	123	126	125	123	121	126	127	128	131	131	132	126
1895	133	133	136	135	133	132	131	133	135	148	138	140	135
1896	140	142	140	142	143	147	143	144	148	150	152	153	145
1897	146	147	152	161	161	159	159	160	163	173	174	172	161
1898	170	173	176	179	177	174	168	166	166	167	165	161	170

(注) 大島清 日本恐慌史論 上 p. 160 (資料) 明治大正国勢総覧

終了によって解除される九八年までには、軍事費合計はほぼ三億円の巨額にたつている。すでに計及したように、この軍事費の調達を可能にしたのは、賠償金の獲得であった。

このような急激な軍備拡張は、信用膨脹を通じて輸入増加をもたらす。表2によって、一八九六年から九八年までの貿易収支をみるならば、毎年入超を示しその合計は二億一、〇〇〇万円にたつている。この入超を可能にした主要な条件として、賠償金がとげん考えられなければならない。

連続的入超の結果、正貨準備発行高が減少し、制限外発行たる保証準備発行高の増加をみている(表3参照)。それにとまなつて、表4の示すように物価が一層はげしく騰貴し、労働者の賃上争議が頻発するのである(大島清 日本恐慌史論 上 一六一ページ参照)。

以上のように、日清戦争後の急激な軍備拡張は、賠償金取寄せの効果に歪みを与えた。すなわち、軍需品輸入および軍需産業拡張に重点がおかれることによって、資本蓄積の跋行性がより強められたと言える。

この時期に、「日本人民は八千万円を政府に貸上げて而して一銭の償却も受けざるなり」として、預け合勸定によらざる償金取寄せと公債償還に金融緩和を主張した田口卯吉の論理は、客観的には民力休養の立場に通ずるものであった。しかしながら、かれが主張した公債償還に金融緩和の論理にこたえうべき

産業資本は、絶対主義と対決し得るダイナミズムをもっていたのではなかった。それは、明治絶対主義権力の一支柱としての役割を演じ、半封建的性格を内包した産業資本であった。